

第2章 評価結果の概要

2.2 各府省の評価結果

2.2.1 金融庁

新興市場国の金融当局への技術支援（事後評価）
評価者：金融庁

（イ）政策の概要・目的

開発途上国において、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は持続的な経済発展のために必要不可欠な基盤である。また、金融のグローバル化が進展する中で、アジアの新興市場国の金融システムの安定は日本を含む国際金融システムの安定化に不可欠である。こうしたアジアにおける金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することの重要性等を踏まえ、金融庁はアジア大洋州の新興市場国を対象に金融規制・監督当局への技術支援（銀行、証券、保険規制監督当局者に対する金融行政研修の実施）に積極的に取り組んでいる。

（ロ）評価概要

2006年度に実施した研修事業は、過去に行った

各種調査結果に基づいて企画立案、実施したものであり、新興市場国のニーズに応えるものになっている。

金融行政研修については、事後アンケート調査の結果、回答者の7割以上から研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」、さらに、帰国後「研修内容を他の担当者と共有した」とする回答を得ていることから、金融行政研修は、新興市場国の金融当局に対する技術支援を通じた能力向上、更には日本との連携強化に寄与しているものと考えられる。

◆備考

上記は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、2006年度実績評価（2006年7月～2007年6月）より抽出。

2.2.2 総務省

グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献（事後評価）
評価者：総務省

（イ）政策の概要・目的

日本の情報通信行政の国際理解の推進、二国間・多国間等の枠組みによる課題解決のための取り組み、国際的な情報格差（デジタル・ディバイド）の解消（特にアジア地域）、ネットワークの発展を促す市場環境・制度の整備、グローバルネットワークにおける国際標準化の推進への対応等を行うことにより、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現に貢献するとともに、各国との国際協力関係の強化に資する。

（ロ）評価概要

国際会議等において、情報通信政策や今後の協力等に関する意見交換、規制改革対話、国際的な課題に対する意見交換等を積極的に実施し、情報

通信に関する各国間や国際機関等との政策協調に向け取り組んでいる。

これら取組は、各国からハイレベルの実務者が参加するとともに、国際的な課題に対し十分に対処できる者が参加し意見交換等を行っており、国際理解・国際協調の面から有効性が認められるところである。

国際的デジタル・ディバイドの解消やネットワークの発展を促す市場環境・制度の整備等、課題によっては二国間・多国間等の枠組みによる積極的かつ継続的な対話・調整・支援等が必要である。

◆備考

当該政策に関しては、一部にODA予算を含んでいるのみであるが、ODA政策として掲載している。より詳細な情報は総務省のホームページ参照。

2.2.3 法務省

法務行政における国際協力の推進

(国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進) (事後評価)

評価者：法務省

(イ) 事業の概要・目的

犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施するとともに、国際的な刑事司法の現状や実態の分析等のための国際会議を開催し、さらに国際会議に参加するもの。

ズに応えた国際研修・セミナー等による技術協力を実施し、これらの諸国における刑事司法運営が円滑になされるようになることについて有効な施策であったとの評価結果を踏まえ、今後も引き続き国際研修等を実施し、更なる充実を図るため、所要の対策を検討する。

◆備考

詳細な情報は、法務省ホームページ参照。

(ロ) 評価概要

アジア・太平洋諸国等の支援対象国からのニー

2.2.4 財務省

(1) 国際開発金融機関を活用した支援 (事後評価)

評価者：財務省

(イ) 政策の概要・目的

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関は、豊富な経験や専門知識を持った人材を多く有するとともに、その広範な情報網を活用し、効果的な援助を行うことができるなどの長所がある。財務省はこのような長所を十分認識し、責任ある国際社会の一員として、国際開発金融機関の活動に積極的に貢献するとともに、国際開発金融機関の主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、日本のODA政策・開発理念を国際開発金融機関の政策に反映させる。

の議論に、日本は主要株主として積極的に参加している。

また、各国際開発金融機関本体への出資に加えて、各機関に日本信託基金を設け、独自に途上国への政策アドバイス、途上国政府の制度構築・人材育成、市民社会組織の能力構築等、貧困削減や経済発展に向けて取り組んでいる。

さらに、財務省は日本の二国間による支援の効率性・有効性を高めるため、国際開発金融機関と協調・連携した途上国への資金協力を行っている。平成17年度に発表された、アフリカ開発銀行と共同で中小企業育成や金融機関の能力向上等、民間セクターの開発・育成を目的としたアフリカ民間セクター開発のための共同イニシアティブ (EPSA for Africa) に基づき、サブサハラ諸国に対して協調融資を実施した。このほか、ベトナムやインドネシア等に対し、世界銀行及びアジア開発銀行と協調融資を実施した。

(ロ) 評価概要

財務省は、国際開発金融機関の主要株主として、国際開発金融機関が行う融資業務や組織運営等について積極的に意見を述べ、これらの施策に日本の開発の理念やODA政策を適切に反映させるよう努めている。特に、所得水準の低い開発途上国に対して緩和された条件で譲許的融資を行う国際開発協会及びアフリカ開発基金についての新たな増資交渉が平成19年3月に開始され、この会合において、増資問題とともに、国際開発協会及びアフリカ開発基金における今後の業務の方向性、政策

このように、国際社会の援助ニーズに対応し、国際開発金融機関の活動に積極的に貢献するとともに、国際開発金融機関の知見を活用しながら効果的な援助を実施することができた。

第2章 評価結果の概要

(2) 財政分野や関税・税関分野における人材育成支援、制度・政策支援（事前・事後評価）

評価者：財務省及び一部第三者による評価

(イ) 政策の概要・目的

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、各国の発展段階や経済構造に応じた適切な経済社会制度の設計及び運営を行う必要がある。財務省は、財政金融分野や関税・税関行政分野等の制度や政策について、人材育成支援や制度政策支援を実施し、国際協力・交流の推進に積極的に取り組む。

(ロ) 評価概要

財務省は、経済・社会開発の担い手となる人材育成を目的として、開発途上国の政策担当者及び行政実務担当者等を対象とした研修・セミナーや、政策ミッションへの参画及び専門家派遣による開発途上国への専門的なアドバイスを実施している。平成18年度において、例えば以下の支援を行った。

- ラオス・カンボジア税務行政実務研修
- ベトナム社会政策銀行支援
- 対外債務管理ワークショップ
- ベトナム税関近代化のための指導員養成プロジェクト

支援の実施に当たり、要望調査のためのアンケート、調査団の派遣及び現地担当者へのヒアリングを通じ、事前に被援助国の要望及び現状把握を行い、支援内容に反映させた。

終了時においても、参加者に対するアンケート調査を行い、研修内容等に関する意見のフィードバックに努めた。そのほか、研修参加者の修了後の活動状況や今後の研修に関する要望等を把握することを目的に、必要に応じ評価調査団を派遣した。また、日本で開催された研修に参加した他国の職員に対しては、帰国後に現地研修を実施した際に発表者として参加してもらうなど、日本での研修が最大限生かされるよう、フォローアップに努めた。

このように、人材育成支援がより開発途上国の要望に則したものとなるよう見直しを行った結果、多くの参加者からカリキュラムや講義内容等について高い評価が得られた。

◆備考

より詳細な情報は財務省のホームページ参照。

2.2.5 文部科学省

(1) 日本人の心の見える国際教育協力の推進（事後評価）

評価者：文部科学省

(イ) 事業の概要・目的

開発途上国の貧困削減を進めるための最重要分野の一つである教育分野に対して、国際教育協力懇談会（文部科学大臣の私的懇談会）における議論を踏まえつつ、日本の経験と人材を生かした効果的な国際教育協力を実現させるとともに、日本の「内なる国際化」を推進する。

(ロ) 評価概要

③日本の知見を活用した国際教育協力活動

日本の大学ほか教育研究関係者が有する経験と人材を活かした効果的かつ質の高い国際教育協力の実現に向けた取組として、基礎教育分野における知見や経験を整理・蓄積するとともに、体系化

と情報の共有化を推進した。加えて、教育協力モデルの作成とその活用可能性の検証等を行った。この過程を通じて得られた成果は様々な形で活用されており、国際教育協力の質向上に寄与することができたが、基礎教育分野に限らずより広範な分野を対象にすることにより、日本の経験のより一層の活用促進に寄与するものと考えられる。

また、「内なる国際化」の推進が特に見込める取組として、独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携して、青年海外協力隊「現職教員特別参加制度」を創設し、現職教員の参加体制の整備・強化を図っている。現職教員が開発途上国で、様々な障壁を克服し国際教育協力を実践することにより、問題への対処能力や指導力の向上など教員の

資質能力の向上が期待されるほか、帰国後は自身の貴重な体験を教育現場に還元でき、ひいては日本の教育の質を高めることにつながることから、積極的に現職教員の参加促進に取り組んできた。その結果、制度の広報活動は強化されたが、帰国後の現職教員に対するサポート体制が十分ではなかったと思われることから、今後はその更なる充実を図ることとする。

⑥ユネスコへの協力

アジア太平洋地域を対象とした識字事業等に対し、信託基金の拠出、専門家の派遣を通じた協力を行っている。1990年から2000年までに、アジア太平洋地域の初等教育就学率および識字率は、中長期的には共に上昇しているが、短期的には若干低下しており予断を許さない状況である。一方、ユネスコの識字率向上のための中核的な事業であるコミュニティラーニングセンター（CLC）事業については、2006年度はアジア太平洋地域のCLC設置数が昨年度に比べ若干の増加であったが、ユネスコ以外で設置したCLCの数が約9000と大幅に増加しており、ユネスコの活動が契機となり広くアジア太平洋地域に浸透していると言える。また、毎年開催されている「万人のための教

育」(EFA) 信託基金レビュー会合においても、基金が効果的に運用され、事業が着実に遂行されていることを確認しており、日本の協力が概ね順調に進捗していることが把握できた。

また、2002年のヨハネスブルグサミットで日本が提唱した「持続可能な開発のための教育の10年（UNDESD:2005－2014年）」を主導するユネスコを支援するため、「持続可能な開発のための教育」(ESD) 信託基金を拠出し、ESDの国際レベルでの普及・啓蒙に協力した。2006年度は「持続可能な開発のための教育の10年」の2年目であったが、国際的に持続可能な開発のための教育（ESD）の普及を図ることを重視しつつ、民間部門、青年団体、メディアグループとの新たなパートナーシップ構築やモニタリングと評価の促進、ESDの広報等を支援した。2006年度の実施事業については、ユネスコが作成する実績評価報告書を元に、翌年度にESD信託基金レビュー会合を実施し、基金が効果的に運用されていること及び事業が着実に遂行されていることを確認しており、日本の協力が概ね順調に進捗していることが把握できた。

◆備考

政策評価による評価（2005年度実績評価）。

(2) 留学生交流の推進（事後評価）

評価者：文部科学省

(イ) 事業の概要・目的

留学生の受入・派遣を通じた留学生交流は、日本と諸外国との間の人的ネットワークの形成や相互理解と友好関係の深化、国際的に開かれた社会の実現、日本の大学等の国際化・国際競争力の強化、人材の育成を通じた知的国際貢献等に重要な役割を果たしており、これまでも諸政策を通じて、その充実に努めてきたところである。

今後も、優秀な留学生の受入体制の充実、日本人学生の海外留学に対する支援の充実を図ることにより、日本の国際競争力の強化、国際貢献及び大学の国際化の推進を目指す。

(ロ) 評価概要

2006年度においては、日本に受け入れている留学生数は117,927人となっており、全体としては若干の減となったものの、大学院の留学生については引き続き増加している。しかし、日本の高等教

育機関の学生全体に占める留学生の割合は3.3%と先進諸国に比して必ずしも多くない状況にある。

そのような中、国際的に魅力のある留学生受入れプログラムを実施する大学に国費留学生（研究留学生）を優先的に配置する「特別プログラム」を開始した。この取り組みは、大学に優秀な学生獲得のインセンティブを付与するとともに、大学の国際化を促すこととなった。また、私費外国人留学生に対する支援施策である学習奨励費の2006年度における給付者数は12,141人となっている。政府全体の一般歳出についての抑制方針やODA経費の削減の厳しい財政状況の中、支援対象の成績評価方法を厳格化し、より優秀な留学生への支援を実施した。

日本人学生の海外留学については、短期留学推進制度（派遣）の2006年度における採択者は665人、長期海外留学支援の新規派遣者数は60人となって

第2章 評価結果の概要

いる。厳しい財政状況の中、短期留学推進制度は前年度と同じ人数を確保するとともに、アジア太平洋大学交流機構（UMAP）単位互換方式の積極的な活用による学生派遣をするなど、国際的に活躍できる日本人の育成に寄与した。

上記の結果から、留学生の受入・派遣の両面での一層の交流の推進は、厳しい財政状況の下であ

るが効率的・効果的な支援を行うことにより、概ね向上していると判断した。

◆備考

- ・より詳細な情報は政策評価による評価（2006年度実績評価）を参照。
- ・非ODAを含む。

2.2.6 厚生労働省

(1) 国際機関の活動への参画・協力を推進すること：

国際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための技術協力事業に対する協力（事後評価）

評価者：厚生労働省

(イ) 政策（施策・事業）の概要・目的

ILOへの任意拠出を通じて、ILO専門家等の活用により、以下のプロジェクトを実施する。

③南アジアにおける若年雇用対策プロジェクト

世界でも貧困地域であるスリランカで、若年者の失業対策に関する技術協力を実施する。

⑥東南アジアにおける国外労働力移動の管理プロジェクト

タイ及びその周辺国における国外出稼労働者等の就労状況を調査し、国外出稼労働者、受入国、送出国を中心に出稼労働者の権利保護等を目的とした対策に関する技術協力を実施する。

◎中核的労働基準に関する普及啓発活動

中核的労働基準（4つの基本原則 結社の自由、強制労働撤廃、児童労働の撲滅、雇用均等）についてアジア地域に普及啓発を行うセミナーを実施。平成18年度は、児童労働撲滅に関して、インドネシアで地域セミナー、ベトナムでフォローアップセミナーを開催した。

④日本人技術専門家の育成に関する事業

ILOが技術協力を行うアジア・太平洋地域のプロジェクトサイトでの実地研修等を通じて、同地域の労働事情に精通し、技術協力に関する知識及び経験を兼ね備えた日本人の専門官を養成するためのプロジェクトを実施する。

◎アジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）に関する事業

任意拠出金（平成18年度11万ドル）を拠出し、SKILLS-APの事業を支援するとともに、日本において、日本の有する経験、専門知識、施設等を活かしたセミナーの開催等の支援事業を実施する。

アジア太平洋地域技能開発計画SKILLS-AP（旧APSDEP）は、国際労働機関（ILO）が協力する地域プログラムであり、アジア太平洋地域における職業能力開発分野の知識経験、施設等を相互に活用した技術協力を推進し、域内諸国の職業訓練の向上、技能水準の向上、ひいては経済社会開発を促進することを目的として、昭和53年に設立された。

日本は、SKILLS-APの事業活動に対し資金を拠出するとともに、日本が有する職業訓練分野における経験、ノウハウ等を活用したセミナー開催等の支援事業を実施している。

(ロ) 評価概要

ILOやSKILLS-APを通じたこの事業は、国際機関の豊富なネットワークと専門知識、ノウハウを活かすとともに、加盟国同士が労使団体を含めて相互に協力し合う仕組みを採ることにより、二国間協力ではカバーできない国々を含め、アジア・太平洋地域の雇用・労働分野における諸問題の解決に、幅広くかつ効率的に貢献している。

ILOは計画期間に応じて、第三者機関等による中間評価、最終評価を行うなど、客観的な事業の評価を行い、より効率的かつ効果的なプロジェクト運営が行われるよう積極的に取り組んでいる。

また、全体として、各国政府及び労使団体等により高い評価を得ている。

SKILLS-APに関しても、平成18年度には、「アジア太平洋地域における若年者の技能向上と雇用の可能性に関する地域専門家会議」を開催するなど、域内加盟国の技能向上及び雇用の拡大に貢献している。

全体として、各国政府及び労使団体より高い評価を得ており、国際機関の活動に協力し、国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進するという

目標の達成に貢献しているものと考えられ、目標の達成に向けて進展があった。

◆備考

- ・より詳細な情報は厚生労働省のホームページを参照。
- ・ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づくもの。

(2) 国際機関の活動への参画・協力を推進すること：

世界保健機関が行う技術協力事業に対して協力すること（事後評価）

評価者：厚生労働省

(イ) 政策（施策・事業）の概要・目的

保健医療・公衆衛生分野における様々な課題に対し、日本に蓄積されている高度な技術を活用し、世界保健機関（WHO）を通じて積極的に開発途上国に対する技術協力を実施する。

(ロ) 評価概要

日本は2000年の世界保健報告において、最高の保健医療水準を達成しているとされるとともに、平均寿命、乳児死亡率、成人死亡率等においても世界の高い評価を得ている。この日本の高い保健

医療技術を用い、世界の保健分野で開発途上国に技術協力を実施するWHOの事業に協力する必要がある、日本の貢献は従来より国際社会で高く評価されている。

◆備考

- ・より詳細な情報は厚生労働省のホームページを参照。
- ・ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づくもの。

(3) 国際機関の活動への参画・協力を推進すること：

国連合同エイズ計画が行う技術協力事業に対して協力すること（事後評価）

評価者：厚生労働省

(イ) 政策（施策・事業）の概要・目的

日本の高いエイズ治療技術等を用い国際貢献を行うため、国連のエイズ関係機関との連携と協調を通じて、世界のエイズ対策の強化に積極的に協力する。

(ロ) 評価概要

HIV感染は、国内外を問わず増加しており、人類全体の脅威となっている。日本はAIDS治療における高度な医療技術協力を行い、平等にAIDS治療を受けられる環境の構築等に貢献することで、

感染者数の抑制、死亡者数の減少に効果を上げている。また、UNAIDSが提供している疫学情報や諸外国の教訓を踏まえた政策立案の情報を利用することは、国内施策においても有効と言える。

◆備考

- ・より詳細な情報は厚生労働省のホームページを参照。
- ・ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づくもの。

第2章 評価結果の概要

2.2.7 農林水産省

(1) 食料・農業・農村に関する国際協力の推進（事後評価）

評価者：農林水産省

(イ) 政策の概要・目的

世界には約8億5千万人（2001－2003年）の栄養不足人口が存在し、その96%が開発途上国に集中していることから、1996年の世界食料サミットにおいて、世界の食料安全保障の達成と栄養不足人口の2015年までの半減を目指すことが宣言された。さらに、2002年に開催された世界食料サミット5年後会合においては、世界食料サミットにおいて定められた目標の達成状況が不十分であるとして、世界の栄養不足人口の半減に向け、各国による取組の一層の強化が求められているところである。

また、非伝統的な焼畑農業等による森林の減少・劣化や過放牧等による砂漠化の進行等の地球的規模の環境問題が顕在化している中で、開発途上国の荒廃しつつある農地、草地等の回復・保全に積極的に取り組むとともに、持続的で生産性の高い農業を普及・発展させることも重要である。

さらに、ODAの実施に当たっては、日本の外交政策や国内政策との整合性を図っていくこともこれまで以上に求められるようになってきている。このような観点から、EPA交渉やWTO農業交渉等における日本の主張を開発途上国に浸透させるとともに交渉の円滑化を図るなど、日本の農業政策への理解促進に資することも重要である。

自然災害や人畜共通越境性疾病等の突発的かつ大規模な問題への適切な対応も重要である。

こうしたことから、飢餓・貧困の削減や地球環境の保全に資するため、ひいては世界の食料需給の将来にわたる安定に貢献するため、開発途上国の実情やニーズに即して、食料・農業・農村分野の技術協力や食料援助を進めるなど、食料・農業・農村に関する国際協力を積極的に推進していく。

(ロ) 評価概要

本政策においては、①飢餓・貧困の削減への貢献、②地球環境保全への貢献、③日本の農業政策への理解の促進、④突発的・大規模な問題への適切な対応の4項目を目標として設定し、さらに各事業ごとに事業目標を設定し、相手国の関係者等を対象として、それぞれの達成度等について、5段階評価のアンケート調査を実施した。アンケートの内容は、妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性の視点を盛り込んだ内容とした。

アンケート結果は数値化し（例えば、Excellent：100%、Poor：0%など）、算出した。目標値は各目標とも100%とした。

その結果は以下の通りである。

①飢餓・貧困の削減への貢献：80%

②地球環境保全への貢献：82%

③日本の農業政策への理解促進：81%

④突発的・大規模な問題への適切な対応：77%

評価結果は概ね妥当であるものの、グローバル化の進展やWTO交渉及びEPA交渉の進展等から、ますます効率的で有効な取組を推進していく必要がある。

その際、三つの重点分野（①日本の食料安全保障の確保にも資する協力・交流、②WTO・EPA等の国際交渉における日本のイニシアティブ発揮に資する協力、③日本への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応）の取組を検討していくことで、今後の達成度の向上を図っていく必要がある。

◆備考

・非ODA事業含む。

・より詳細な情報は、農林水産省のホームページ参照。

(2) 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進（事後評価）

評価者：農林水産省

(イ) 政策の概要・目的

熱帯林をはじめとする世界の森林の減少・劣化

は、地球温暖化防止等地球規模での環境保全の面から極めて重要な課題となっており、国際協調の

下での持続可能な森林経営の実現に向けた取り組みの推進が必要となっている。このため、日本は、このような問題が生じている開発途上国等における適用技術の開発、移転、人材の育成、政策の改善等を目的とした事業の実施、関係各国の政府機関やNGO等の関係者が参集する国際会議の開催、FAO（国連食糧農業機関）及びITTO（国際熱帯木材機関）が実施するプロジェクトへの資金拠出といった取り組みを通じ、持続可能な森林経営の推進を図っている。

（ロ）評価概要

国際林業協力事業の実施相手国の政府機関関係者等を対象として、事業成果等について、5段階評価のアンケート調査を実施し、その結果を数値化して百分率により集計した。

このアンケートでは、実施事業の「持続可能な森林経営への寄与度」についての質問を設け、全

ての回答者が最も評価が高い回答をする場合（100%）を目標値として設定した。その結果、達成状況は92%となった。

なお、このアンケートでは、有効性、効率性等についても5段階評価のアンケート調査を実施し、その結果を明らかにするなど、上記「持続可能な森林経営への寄与度」の他にも項目を設け、その結果を実施内容の見直し等に反映することとしている。

◆備考

- ・非ODA事業含む。
- ・国際林業協力関係の事業は、政策分野「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」の一環として評価を実施。
- ・より詳細な情報は、農林水産省のホームページ参照。

（3）国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大（事後評価）

評価者：農林水産省

（イ）政策の概要・目的

公海の水産資源・まぐろ類等の回遊性の高い水産資源等については、関係国が協力してその管理を行っていることから、水産資源の持続的利用を図るため、地域漁業管理機関による資源管理措置の推進を図るとともに、関係国との漁業協定を通じ日本の漁業の漁場の維持及び開発を図る。

（ロ）評価概要

水産物の安定供給の確保を図るためには、国内漁業のみならず、排他的経済水域外における水産資源の持続的な利用及び管理が必要であり、当該水域における操業に関する協定の締結、諸外国との協議、国際的な水産資源管理枠組みへの協力等を推進することが有効である。

これらの観点から、「国際機関による管理対象魚

種及び漁業協定数の維持・増大」を目標として設定し、地域漁業管理機関等における資源管理への取組への協力および関係国との協議を積極的に推進した結果、

- ④資源管理対象魚種については、昨年に引き続き、75魚種が維持された。
- ⑤漁業協定数については、パプア・ニューギニアとの民間協定が締結されたため、1協定の増加となり、50協定となった。

◆備考

- ・非ODA事業含む。
- ・国際漁業協力関係の事業は、政策分野「水産物の安定供給の確保」の一環として評価を実施。
- ・より詳細な情報は、農林水産省のホームページ参照。

第2章 評価結果の概要

2.2.8 経済産業省

(1) 開発調査協力（事前評価）

評価者：経済産業省

（イ）政策の概要・目的

効率的・効果的な開発計画を策定する経験やノウハウに乏しい開発途上国に対して、政策立案・開発計画策定等のための支援を行い、その経済発展のために効果的な技術協力施策を講じていくための基礎資料とする。

（ロ）評価概要

開発途上国が健全な経済発展を実現していくには、産業政策・制度の立案・構築、開発計画の策定を効率的かつ効果的に進めていくことが必要不可欠であるが、開発途上国はこのような計画を策定する知見や経験が乏しいのが現状である。この

ため、日本がこれまでに培った経験を活かしながら政策提言や技術的提言を通じて開発途上国への支援を行うことは、当該国の経済発展に日本が貢献する手段として非常に有効である。

また、こうして立案された政策・制度の現場における実効性を確保する観点からは、制度整備にあわせた実行システムの実現・普及可能性を実証し、必要に応じて関連する制度の問題点を明らかにしていくことが重要である。

このような支援は、日本の国際貢献として政策的に推進していくという観点から国の施策として位置付けられることが必要である。

(2) 人材育成協力（事前評価）

評価者：経済産業省

（イ）政策の概要・目的

開発途上国の産業基盤の強化、貿易投資の自由化・経済統合に向けた取り組みに係る人材育成を支援し、開発途上国の経済発展基盤の整備を支援する。

（ロ）評価概要

経済のグローバル化が進む中で、日本と密接な経済的結びつきを有する開発途上国の貿易投資環

境の整備を進めることは日本にとっても喫緊の課題であり、中でも開発途上国の経済発展の基盤となる人材育成は重要な課題である。一方、この施策は、途上国の産業基盤の整備ひいては日本の貿易投資環境の整備につながるため公益性は高く、また、途上国の自助努力のみで達成することが困難なものについて日本政府が支援するもの（政府開発援助）であることから行政の関与が必要である。

(3) 開発途上国との共同研究を通じた我が国の技術協力（事前評価）

評価者：経済産業省

（イ）政策の概要・目的

開発途上国のみの研究開発能力では解決困難な技術開発課題について、日本の研究開発能力を活用しつつ、途上国と共同研究を行うことにより、日本から当該国への技術移転を促進するとともに、当該国の研究開発能力向上を支援する。

（ロ）評価概要

開発途上国が自国のエネルギー・環境を中心と

した技術開発課題を解決し、自立的発展をするために必要な研究開発能力はまだまだ低水準であることから、当該分野の豊富な経験を有する日本の技術への開発途上国からの要望は引き続き高い。一方、この施策のような支援を民間企業が行う場合、採算性等の観点から多大な困難が伴うこと、また、日本の国際貢献である政府開発援助として政策的に推進していくという観点からも行政の関与が必要である。

(4) 資金協力案件形成施策（事前評価）

評価者：経済産業省

(イ) 政策の概要・目的

この施策は、日本の優れた技術や知見、経験を活用した「顔の見える援助」の実施、民間経済協力の推進等を主目的としたものであり、日本企業の経験と知見を活かすことのできる円借款案件の迅速な発掘・形成、開発途上国における民活インフラ整備案件の発掘・形成等を行っている。

(ロ) 評価概要

この施策については、④成果が特定の企業に留まらず、環境保全プロジェクト等の実施を通じて

広く地球環境問題の解決等に資するものであること、⑤日本の提案能力の向上を通じて援助の戦略的・効率的実施に資するものであること、⑥日本の経験と知見を活用した「顔の見える援助」の推進に資するものであること等から、公益性が高く、行政の関与が必要である。

◆備考

より詳細な情報は経済産業省のホームページ参照。

2.2.9 国土交通省**(1) 国際協力評価事業（事後評価）**

評価者：国土交通省

(イ) 事業の概要・目的

開発途上国における交通分野の社会経済インフラ整備に関する効果を把握するための手法を、ケーススタディーを行いながら検討するとともに、開発途上国のインフラ整備効果を検証し、今後の国際協力事業の効果的な推進を図る。

(ロ) 評価概要

平成18年度はインドの鉄道分野のインフラ・プ

ロジェクトの整備効果をできるだけ直接的に把握するため、ロジック・モデルを用いた評価方法を活用することにより、個別事業の整備効果を計測した。また、地域の経済への波及効果、雇用創出など地域住民の生活面に関する効果等を把握するため、現地の交通関連従事者等を対象にヒアリング調査を実施した。調査結果から、渋滞緩和への効果、利用者の移動時間短縮効果、駅周辺の不動産価値向上効果などの改善効果が確認できた。

(2) インフラ・プロジェクトの効果分析調査（事後評価）

評価者：国土交通省

(イ) 事業の概要・目的

国土交通省では、今後の国際協力事業の効果的な推進に活用するため、国内のインフラ整備事業に対する評価を通じて蓄積してきたノウハウ・知見を活用し、ODAによるインフラ整備事業の評価、及びその評価手法の検討に取り組んでいる。

平成18年度は、エジプト「ギザ市西オムラニア地区上下水道整備計画」を対象に評価を行った。本事業は、当該地域の劣悪な生活環境を改善する目的で、日本の無償資金協力により既存の排水管网と接続する下水幹線やポンプ場等の関連施設の

整備を実施したものである。

(ロ) 評価概要

この事業評価にあたり、ODA事業の評価に関する国内外の情勢、及び既に実施された事業評価の結果を整理分析した。その結果、下水道事業については、DAC5項目のうちインパクトに関する指標について、アンケートによる評価が可能であり、「生活環境の改善」、「地域経済への影響」「生態系、生物種の変化」の観点からアンケート項目を提案し、裨益住民に対してアンケート調査を実施した。

第2章 評価結果の概要

生活環境のうち、悪臭や伝染病など比較的下水道事業と直結する事項については、アンケートにより事業効果が明確に確認できた。

さらに、視覚的に見えにくく住民の認知度が低い下水道事業において、下水施設見学を併せたアンケート調査を実施することは、日本のODA事業

の広報としても有効であり、顔の見える援助の一助となることが期待できる。

◆備考
政策評価法に基づく政策評価ではないが参考として掲載。

2.2.10 環境省

生物多様性の保全と自然との共生の推進（事後評価）
評価者：環境省

（イ）政策の概要・目的

生物多様性国家戦略の見直しなど、自然環境保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備するとともに、国際的枠組への参加や開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。

全のための国際的取組や国際条約の適切な履行、国際的非政府機関への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。

（ロ）評価概要

新・生物多様性国家戦略の基本的施策の方針に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・整備・提供、サンゴ礁や渡り鳥の保

◆備考
・当該施策に関しては、一部にODA予算を含んでいるのみであるが、ODA施策として掲載している。
・より詳細な情報は環境省のホームページ参照。

各府省の評価結果掲載HP一覧

金 融 庁	http://www.fsa.go.jp
総 務 省	http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/index.html
法 務 省	http://www.moj.go.jp
外 務 省	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html
財 務 省	http://www.mof.go.jp
文部科学省	http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/main5_all.htm
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/dl/x-1-b.pdf
農林水産省	(1) http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/18/17_2.pdf (2) http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/18/13_2.pdf (3) http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/18/15_2.pdf
経済産業省	http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html
環 境 省	http://www.env.go.jp/guide/seisaku/